

質 問 書 (回答)

2022 年 12 月 5 日

「22a00673_ 全世界農村生計多様化のための昆虫バリューチェーン構築に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式)-ランプサム型)」

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	P 1 0 第 4 条 調査実施の留意事項 (2) 現地共同調査及びパイロット事業の実施について	「本調査は J I C A の今後の昆虫分野における協力の方向性の検討として実施するが、今回の調査をきっかけに再委託先が自身でビジネスとして途上国へ貢献されることも考えられるため、…」とありますが、本件の現地共同調査及びパイロット事業を通して、再委託する私企業の利益に繋がることが予想されます。この点は問題ないという判断で宜しいでしょうか？	共同調査とパイロット事業ともに目的を踏まえて適切な選定プロセスに則って再委託先を決定して頂く限りは問題ありません。
2.	P 1 1 第 4 条 調査実施の留意事項 (2) 現地共同調査及びパイロット事業の実施について ●共同調査	「再委託先数は各対象国について1社(計 2 社)を想定。」とありますが、現地調査対象2カ国を別々の会社に再委託するという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3.	P 1 1 第 4 条 調査実施の留意事項 (2) 現地共同調査及びパイロット事業の	「パイロット事業は1か国において実施することとし、再委託先数は1社を想定。」とありますが、共同調査とは別の国、会社の選定を想定されていますでしょうか？	同じ国になる場合もあれば、別の国になる場合もあると考えます。基本的にすべて別の企業が再委託を受けることを想定しています。ただし、共同調査を実施する委託先がパイロット事業も受託する(すなわち合計2社)想定は排除されるものではあ

	実施について ●パイロット事業		りません。一方、共同調査やパイロット事業すべてを1社が対応することは想定していません。
4.	P 1 4 第5条④再委託先の募集	「第5条 調査の内容」に記載の「④再委託先の募集」についてですが、共同調査の再委託先とパイロット事業の再委託先は全て別の企業（3社）を選定することを想定していますでしょうか。共同調査とパイロット事業を同一の企業が再委託を受けることも考えられるのでしょうか。	上記3. の回答をご参照ください。
5.	P 1 5 第5条 調査の内容 （1）国内作業 ⑦共同調査採択先との打ち合わせ	「再委託先選定後、選定された再委託先の現地渡航に係る準備および調査にかかる調整を行う」とありますが、渡航に関わる費用等は定額計上の金額に含まれているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6.	P 1 5 第5条 調査の内容 （2）国内作業 ⑧パイロット事業再委託先との打合せ	「再委託先選定後、選定された再委託先の現地渡航に係る準備および調査にかかる調整を行う」とありますが、渡航に関わる費用等は定額計上の金額に含まれているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7.	P 2 1 （4）業務従事予定者の経験、能力 【業務主任者：業務主任者／農村開発】	「新領域分野の立ち上げの経験等」とありますが、「新領域分野」とは農業農村開発に係る分野と理解してよいでしょうか。どのような分野を指すかご教示いただけますと幸いです。	農業農村開発分野での新領域分野の立ち上げになります。
8.	P 2 7 4.（3）定額計上について	「第4条 調査実施の留意事項」に記載の「パイロット事業」についてですが、実証にかかる機材・資材等の費用も含め、定額5,000千円（「4. 経費積算に係る	ご理解のとおりです。

	(関連：P11 第4条 パイロット事業)	留意事項」記載)との認識で良いでしょうか。	
9.	P19 の別紙1:技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 1. 調査工程案 2. 国内作業・現地調査の工程・方法・スケジュール案	「調査工程案」と「国内作業・現地調査の工程・方法・スケジュール案」と事項が分けてあります。それぞれに記載すべき内容は異なるのでしょうか。	前者は工程管理、後者は検証や分析方法について記載ください。
10.	P23 (2)業務の実施方針等 3)作業計画	当該項目において、「本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい」とあります。第二章に評価対象業務従事者の推薦文を個人名と共に載せることは認められますか。	評価には影響しない内容であり、個人名の記載は不要です。
11.	第2章特記仕様書 第4条調査実施の留意事項 (2)●共同調査(11ページ)	最終行に「また、し、受注者はその内容を共同調査報告書にまとめること。」とありますが、「し、」は何を指すのでしょうか。	誤字ですので放念ください。
12.	第2章特記仕様書 第4条調査実施の留意事項 (2)●パイロット事業(12ページ)	パイロット事業終了後1カ月以内を目途に実施するJICAへの「パイロット事業終了報告会」ですが、現地政府機関や現地ステークホルダーの積極的な参加を求めること、とあります。この報告会は現地で行う想定でしょうか？それともオンラインでしょうか？	オンラインを想定しています。
13.	第3章技術提案書作成要領 2. (3)及び(4)(21ページ)	業務従事者の構成につきまして、 1) 業務主任者／パイロット事業支援・民間連携(3号) 2) 農村開発(4号)	農村地域振興を主眼においた調査のため、業務主任者の入れ替えは認められません。

	ージ)	と担当する分野を入れ替えて提案することも可能でしょうか？ 上記が可能な場合の(4)の「類似業務経験の分野」「対象国及び類似地域」は、 「業務主任者／パイロット事業支援・民間連携」が「パイロット事業企画・運営・支援、民間連携業務」「東南アジア地域」、 「農村開発」が「農村開発、新領域分野の立ち上げの経験等」「全途上国」、 となりますでしょうか？	
14.	10頁：調査対象地域について	「既存プロジェクトとの親和性や相乗効果、、、」とありますが、この既存プロジェクトは JICA の協力プロジェクトとの理解でよいでしょうか。	既存プロジェクトは基本的に JICA が実施する事業を指します。一方で他ドナーの取り組み等との親和性や相乗効果を図ることを妨げるものではありません。
15.	11頁：共同調査およびパイロット事業の再委託先について	共同調査委託先で2社、パイロット事業委託先で1社、の合計3社が想定されていますが、共同調査を実施する委託先がパイロット事業も受託する(すなわち合計2社)、という想定も排除するものではないでしょうか。あるいは共同調査も2か国を同じ委託先が実施(パイロットも実施すれば、1社がすべてを対応)することも排除されないでしょうか。	3. の回答をご参照ください。
16.	11頁：共同調査について	共同調査について指示されている箇所の最後の文で、「また、し、受注者はその内容を共同調査報告書にまとめること」とありますが、この「し、」の前の文章が切れてしまっているように思いますが、いかがでしょうか？	誤字ですので放念ください。
17.	12頁：パイロット事業の実施における想定される事業の例について	パイロット事業として想定される事業の例として、2点あげられていますが、これはあくまで例であるとの理解ですが、「再委託先の技術・製品を用いた」という点は、必須との理解で	本調査の目的が、日本の強みを生かした形で昆虫を用いた今後の国際協力の在り方を検討することであることを鑑み、昆虫生産に関する再委託

		よいでしょうか。	先の技術・製品を用いる点は必須となります。
18.	12頁:パイロット事業終了報告会について	パイロット事業終了報告会は、オンラインによる実施を想定されているでしょうか。	ご理解のとおりです。
19.	14頁:(7)既存案件との相乗効果の確保について	質問1と同様ですが、ここでいう既存案件とは、JICA の協力案件を指しているでしょうか、それとも他の開発パートナーも含めての既存案件でしょうか。	既存プロジェクトは基本的に JICA が実施する事業を指します。一方で他ドナーの取り組み等との親和性や相乗効果を図ることを妨げるものではありません。
20.	14頁:(1)③対象国の選定	原文:「①、②で得た情報を基に事業内容や中長期的な目標、、<中略>、についてのヒアリングを行う。」とありますが、このヒアリングの対象は、日本企業・団体との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21.	27頁:航空賃	航空賃は、定額 3,000 千円となっておりますが、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」2022 年 4 月(2022 年 10 月追記版)によりますと、3号を想定する業務主任者はビジネスクラス利用が認められておりますところ、現地調査対象国でケニアが選定された場合、複数回の渡航を考慮すると、3,000 千円では航空賃が不足することが懸念されます。本件においては、すべてエコノミー利用を想定されているでしょうか。あるいは、パイロット事業委託費および現地共同調査再委託費と同様、案として、最終的な上限金額は対象国選定時に決定とはできないでしょうか。仮にケニアが現地調査対象国に選定されたとしても、この定額金額で航空賃を賄うということであれば、3号の団員もエコノミー利用としないと金額を超過することが懸念されます。細かい積み上げをした訳ではないので不確かですが、貴機構の見積もり規定と整合が取れた金額となっているか、ご確認いただ	定額として提示している金額はあくまで契約時の金額であり、業務開始後に渡航国が決定した時点で金額を見直す予定です。本件はランプサム(一括確定額請負)型ですが、定額として契約した金額については証憑に基づく実費精算となります。

		ければと思います。	
22.	p.27 (4)	当該項目では、「ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。」とありますが、ここでいう「ランプサム型の対象業務」とは、定額計上分の業務も含めた特記仕様書に記載されているすべての業務を指すという理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。定額計上分の業務も契約の対象業務としますが、経費については証憑に基づく実費精算とさせていただきます。
23.	p.28(2)直接経費の例外	当該項目で「直接経費の例外」として述べられている費目の精算方式について、同項目では「証憑書類に基づき精算」と記載されています。 他方、貴機構「【制度改正】コンサルタント等契約における一般競争入札(総合評価落札方式ーランプサム型)導入について」(2022年11月)の資料 p.8 によれば、「現地一時隔離日当・宿泊代、緊急移送保険料日当加算分、新型コロナウイルス感染症対策経費、定額計上した経費は実費精算のため、ランプサム契約金額も含めて「経費確定(精算)報告書」を提出する。」とあります。実際の精算は、「証憑書類」と「経費確定(精算)報告書」のどちらに基づいて行われますでしょうか。あるいは両者は同じ資料を指しておりますでしょうか。	ランプサム型の精算については、「直接経費の例外」として記載されている費目がある場合のみ、経費確定(精算)報告書・内訳詳細を作成し、証憑書類を添付して提出してください。 様式 コンサルタント等契約(業務実施契約) 調達情報 JICA について - JICA 様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細 ↓ https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/document_02.xlsx

以上